

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業
入札参加者からの意見・質問に対する回答（第2回） 入札説明書等の正誤表

頁	項目	旧	新	質問 NO.
入札説明書				
4	(4) 事業期間等入札公告後のスケジュール	<p>平成 24 年 12 月 3 日から同月 10 日まで <u>入札参加者ヒアリングの参加申込期間</u></p> <p><u>平成 24 年 12 月 11 日</u> <u>入札参加者ヒアリング日時の通知</u></p> <p>平成 24 年 12 月 18 日 <u>及び同月 19 日</u> <u>入札参加者ヒアリング</u></p> <p>平成 24 年 12 月 20 日から同月 28 日まで 本入札説明書に関する質問（<u>第 3 回</u>）の受付期間</p> <p>平成 25 年 1 月 11 日 本入札説明書に関する質問（<u>第 3 回</u>）への回答公表</p>	<p>平成 24 年 12 月 3 日から同月 10 日まで <u>本入札説明書に関する質問（第 3 回）の受付期間</u> <u>（削除）</u></p> <p>平成 24 年 12 月 18 日 <u>本入札説明書に関する質問（第 3 回）への回答公表</u></p> <p>平成 24 年 12 月 20 日から同月 28 日まで 本入札説明書に関する質問（<u>第 4 回</u>）の受付期間</p> <p>平成 25 年 1 月 11 日 本入札説明書に関する質問（<u>第 4 回</u>）への回答公表</p>	2
12	8 本入札説明書に対する質問 (1) 提出期間	<p>ただし、第 1 回の本入札説明書に対する質問については、参加表明書等を提出するにあたって確認が必要となる質問に限定するものとし、主に一般競争入札参加資格等に関する質問とする。<u>第 2 回及び第 3 回</u>の質問については、本入札説明書に関する全般において質問できるものとする。</p> <p>ウ 第 3 回 <u>平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）午前 9 時から同月 28 日（金曜日）午後 5 時まで。</u></p>	<p>ただし、第 1 回の本入札説明書に対する質問については、参加表明書等を提出するにあたって確認が必要となる質問に限定するものとし、主に一般競争入札参加資格等に関する質問とする。<u>第 2 回、第 3 回及び第 4 回</u>の質問については、本入札説明書に関する全般において質問できるものとする。</p> <p>ウ 第 3 回 <u>平成 24 年 12 月 3 日（月曜日）午前 9 時から同月 10 日（月曜日）午後 5 時まで。</u></p> <p>エ 第 4 回 <u>平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）午前 9 時から同月 28 日（金曜日）午後 5 時まで。</u></p>	2
12	8 本入札説明書に対する質問 (2) 回答公表	<p>ウ 第 3 回 <u>平成 25 年 1 月 11 日（金曜日）を回答予定日とし、5 (2) のホームページに掲載する。</u></p>	<p>ウ 第 3 回 <u>平成 24 年 12 月 18 日（火曜日）を回答予定日とし、5 (2) のホームページに掲載する。</u></p> <p>エ 第 4 回 <u>平成 25 年 1 月 11 日（金曜日）を回答予定日とし、5 (2) のホームページに掲載する。</u></p>	2
12	9 入札参加者	<u>本入札説明書に示された内容について、入</u>	<u>（削除）</u>	2

頁	項目	旧	新	質問 NO.
	<p>ヒアリング (1) 参加申込 方法</p>	<p><u>札参加者と市との間における相互理解を深めることを目的として、入札参加者と市が個別に対面形式により本入札説明書の内容について確認するための入札参加者ヒアリングを行う。</u></p> <p><u>入札参加者ヒアリングへの参加を希望する入札参加者の代表企業は、次に示す要領に従い参加を申し込むこと。</u></p> <p><u>(1) 参加申込方法</u></p> <p><u>入札参加者の代表企業は、記載要領に定める入札参加者ヒアリング参加申込書及び本入札説明書に関する確認事項（確認事項と合わせて、事業者選定基準の非価格要素の提案内容のうち、「<u>景観及び建築デザイン等に配慮した施設づくり</u>」を具体的に確認するために必要となる、<u>外観デザイン（立面図）及び施設配置計画図に確認事項を明記し、提示すること。また、「地域社会と暮らしに配慮した施設づくり」を具体的に確認するために必要となる、見学スペースやコミュニティスペースの空間デザイン及びその考え方について提出すること。）を電子ファイルで作成し、平成24年12月3日（月曜日）午前9時から同月10日（月曜日）午後5時までの間に電子メールにより5(2)の電子メールアドレス宛てに送信すること。なお、電子メールの送信後には、5(2)の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。</u></u></p> <p><u>市は、平成24年12月11日（火曜日）までに、参加申込みのあった入札参加者に対して参加者ヒアリングの日時を通知する。なお、参加者ヒアリングについては平成24年12月18日（火曜日）又は同月19日（水曜日）に行う予定である。</u></p> <p><u>(2) 入札参加者ヒアリングの実施方法</u></p> <p><u>本入札説明書に関する確認事項に基づき、市と入札参加者との間で個別に対面形式により本入札説明書の内容についての相互確認を行うものとし、入札参加者が検討している提案内容に関する助言又は評価は行わない。</u></p>		

頁	項目	旧	新	質問 NO.
13		<u>10</u> 入札書及び事業者提案書の提出	<u>9</u> 入札書及び事業者提案書の提出 (以下の項目、番号繰り上げ)	2
資料-1 要求水準書				
2	配置図		<u>配置図の緑線を別添-10の青線と同ラインに修正します。</u>	4
3	第1節8.市が実施する業務範囲	<u>「ただし、市管理用地内にある既存管理棟（エコプラザ（仮称））は、リニューアル工事及び施設運営を行うものとするが、市が市管理用地内の外構工事等については事業者が実施するものとする。」</u>	<u>（削除）</u>	8
5	第2節5.(6)その他	施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（施設運営業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）については、事業者が調達し、その費用（電力会社との工事負担金を除く）は事業者が負担すること。	施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（ <u>電話・通信の工事費及び負担金等についても含む。</u> ただし、施設運営業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）については、事業者が調達し、その費用（電力会社との工事負担金を除く）は事業者が負担すること。	147
17	b)新工場棟の配置計画	新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、 <u>新工場棟建屋内に入ることなく</u> 、新工場棟を周回できるものとする。（平成31年9月までに周回できるものとし、平成29年3月未までには新工場棟西側を除き周回できるものとする。）	新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、 <u>新工場棟2階見学者通路を含み</u> 、新工場棟を周回できるものとする。	30
25 26 28	表-1 表-2	-	<u>（表-1のNO.15,16,17及び表-2のNO.10,11において「外気温+12以下」に修正）</u>	144
32	(6)仕上げ a)外部仕上げ	外観及び内観における意匠の考え方は【別添-10：建築計画図（参考図）】及び以下のとおりとする。詳細については事業者による【提案】とする。 <u>原則、材質はテラコッタルーバーを使用するものとする。ただし、窓、壁面緑化及びその他必要機能の確保または外装デザインの向上を図るために適切な理由がある場合には、テラコッタルーバーを用いた建築イメージ、品格、品質を基調としたうえで、建物全体にわたって一体感及び清潔感のあるもので、経年変化及び退色性の少ない材料を使用して構わないものとする。なお、カーテンウォール部分がある場合には、原則、ルーバーを</u>	外観及び内観における意匠の考え方は【別添-10：建築計画図（参考図）】及び以下のとおりとする。詳細については事業者による【提案】とする。 <u>上記(5)意匠外観における意匠の考え方に適した材質を使用すること。</u>	39

頁	項目	旧	新	質問 NO.
		<u>使用するものとする。</u>		
33	(7) 駐車場・駐輪場	駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50 台程度確保し、 <u>極力、緑化ブロック等で整備する。</u>	駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50 台程度確保する。	44
34	(11) 雨水流出抑制施設	<u>武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱</u> （処理区域は第3 処理区（石神井川水系））に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。	<u>武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例</u> （処理区域は第3 処理区（石神井川水系））に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。	37
34	(12) c) 構内舗装	構内車道及び屋外駐車場は排水性アスファルト舗装とする。	構内車道は排水性アスファルト舗装とする。	145
35	2) 新工場棟の建設工事 (1) 既存付帯施設等の解体工事等 a) 対象範囲	既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場の撤去（地中埋設部を含む）	既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場、 <u>防火水槽</u> の撤去（地中埋設部を含む）	49
39	(1) 新管理棟等の建築工事等 a) 新管理棟	<u>中会議室</u> を設置すること。	会議室 2 室を設置すること。	159
39	(1) 新管理棟等の建築工事等 a) 新管理棟	管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1 階に設ける。 <u>(男子5人、女子5人程度)</u>	管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の <u>1,2 階</u> に設ける。 <u>(男子 30 人(1階に 20 人、2 階に 20 人)、女子 7 人(1階)程度)</u>	65
39	(1) 新管理棟等の建築工事等 b) 連絡通路等	新工場棟南側の出入口から新工場棟南側を通り、新管理棟まで回遊できる屋外連絡通路（屋根付き）を設ける。 <u>この連絡通路からは、新工場棟南西側出入口へも出入り可能とする。また新工場棟の南東部の連絡通路端に階段を設置する。</u> 新工場棟北側出入口から、北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。北側連絡通路下部（1 階部分）には、男女便所及び更衣室を設置する。 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））及び芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には、倉庫を設置する。 連絡通路端部の階段及びエレベータは、施錠等の防犯対策を講じること。	新工場棟南側の出入口から新工場棟南側を通り、新管理棟まで回遊できる屋外連絡通路（屋根付き）を設ける。 新工場棟北側出入口から、北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。北側連絡通路下部（1 階部分）には、男女便所・ <u>多機能便所</u> 及び更衣室を設置する。 <u>便所は災害時にも利用できる仕様とする。</u> 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））及び芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には、倉庫、 <u>駐輪場</u> を設置する。 連絡通路端部の階段は、施錠等の防犯対策を講じること。	30 44 66
40	(2) 既存煙突耐震補強等の	<u>頂部に行く階段・踊り場等を外筒内に設けること。</u>	<u>頂部に行く階段・踊り場等を外筒内に設けること。</u>	75

頁	項目	旧	新	質問 NO.
	建設工事			
42	(2)電灯・コンセント設備	<u>誘導灯、保安灯及び保安コンセントは消防法の定めによるものとする。</u>	<u>誘導灯、非常用コンセント(保安コンセント)は消防法の定めによるものとする。非常用照明(保安灯)は建築基準法の定めによるものとする。</u>	82
43	(3)照明設備	トイレ、階段等の常時利用しない室については、適宜自動感知式とし、高効率の照明器具(100lm/W以上)を設置の上、 <u>初期照度補正制御を行うこと。</u>	トイレ、階段等の常時利用しない室については、適宜自動感知式とし、高効率の照明器具(100lm/W以上)を設置の上、 <u>省エネに配慮した計画とする。</u>	81
44	(3)給湯設備	個別給湯方式とする。	<u>給湯方式については、個別か循環かも含めて事業者による【提案】とする。</u>	90
53	(6)b)給湯・冷暖房装置	本施設内における給湯需要は蒸気タービンを経した低圧蒸気等が利用できる方式とする。	<u>原則、本施設内における給湯需要は蒸気タービンを経した低圧蒸気等が利用できる方式とする。</u>	90
87	第5章 第1節 5-11) 保険への加入	本施設の施設運営にあたって、市は <u>自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険</u> に加入するものとする。	(削除) 本施設の施設運営にあたって、市は建物保険に加入するものとする。	117 118
資料-1 要求水準書【別添資料】				
	<u>別添-1：既存配置図</u> 別添-3：既存付帯施設等の解体及び撤去計画図 別添-7：既存施設図面資料	-	<u>【別添 1：既存配置図】</u> <u>【別添 3：既存付帯施設等の解体及び撤去計画図】防火水槽の位置を追記</u> <u>【別添 4-6：既存施設図面資料】防火水槽図面添付</u>	49
	別添-8-3：既存樹木保存・移植図	-	<u>【別添 8-3：既存樹木保存・移植図】を追加</u>	58
	別添-10：建築計画図(参考図)	-	<u>配置図、2階平面図の南側連絡通路の変更、立面図の外部仕上げの記載及び図示の削除</u>	30 39
	別添-15-1：余熱活用方策(市の考え方)	【市本庁舎】非常用発電機(定格容量 <u>240kW</u>)(発電量：約800kW)、 【総合体育館】非常用発電機(定格容量 <u>441kWx2台</u>)(発電量：約200kW)	【市本庁舎】非常用発電機(定格容量 <u>441kWx2台</u>)(発電電力：約800kW)、 【総合体育館】非常用発電機(定格容量 <u>240kW</u>)(発電電力：約200kW)	170
資料-2 基本協定書(案)				
4	第12条(運営事業者の出資者)	(「用語の定義」に潜在株式を追加)	<u>潜在株式：普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等が付された証券又は契約をいう。</u>	178
資料-4 施設整備請負契約書(案)				
31	第70条(解除)	「第65条」とあるのは「第65条及び第	<u>第76条第3項中</u> 「第65条」とあるのは「第	209

頁	項目	旧	新	質問 NO.
	に伴う措置)	69 条」と読み替えて、この規定を準用する。	65 条及び第 69 条」と読み替えて、この規定を準用する。	
33	第 72 条 (市の解除権)	<u>(文末に追加)</u>	<u>ただし、基本契約第 31 条第 3 項及び第 4 項により賠償金を支払う場合を除く。</u>	210
36	第 78 条 (不正行為に伴う損害の賠償の予約) 第 1 項	基本契約第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定に従い	基本契約第 31 条第 3 項から第 5 項までの規定に従い	214
資料-5 運營業務委託契約書 (案)				
7	第 12 条 (契約の保証) 第 1 項第 3 号	運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が确实と認める金融機関の <u>保証</u>	運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が确实と認める金融機関 <u>又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証</u>	218
28	第 68 条 (ごみ質) 第 1 項	1 年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に (第 54 条第 1 項に定める市の 1 年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。) <u>逸脱</u> する場合において、(以下略)	1 年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に <u>逸脱</u> (第 54 条第 1 項に定める市の 1 年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。) する場合において、(以下略)	240
30	第 71 条 (契約期間終了時の明け渡し条件) 第 3 項	(略) 市の選択により、 <u>自らの費用により改善等必要な対応を行い、又は市が必要な対応を行うために要する費用を負担する。</u>	(略) 市の選択により、 <u>運営事業者が自らの費用により改善等必要な対応を行うか、又は市が実施する必要な対応に要する費用の負担をする。</u>	244
31	第 72 条 (検査及び引渡し) 第 4 項 第 2 号	当該施設運營業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていることによる減額。	当該施設運營業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていた場合で減額の対象となった金額。	245
資料-6 事業者選定基準 (様式集も含む)				
7	-1-1 導入した耐震性能の考え方 様式 13 概-1-1	建築設備の耐震性能(A 類)確保の対策、方法が具体的かつ有効な提案になっているか。	建築設備の耐震性能(甲類)確保の対策、方法が具体的かつ有効な提案になっているか。	258
8	-1-1 施設全体の外観デザインの考え方	<u>テラッコタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画など、具体的かつ有効な方策が提案されているか。</u>	<u>建築外装の設え、色彩計画などが、施設全体の外観デザインの考え方を有効にする方策として提案されているか。</u>	39
資料-7 記載要領				
3	5 .(1)	各書類の所定の欄に本市から送付された応募者番号を記入すること。	各書類の所定の欄に本市から送付された応募者仮名を記入すること。	251

頁	項目	旧	新	質問 NO.
3	(4) 入札参加者ヒアリング資料	<u>(4) 入札参加者ヒアリング資料</u> <u>入札参加者ヒアリング参加申込書(様式8)</u> ・ <u>様式に則り作成を行うこと。</u> <u>本入札説明書に関する確認事項(様式9)</u> ・ <u>様式9及び様式9別紙に則り、電子ファイルにて作成を行うこと。</u>	(削除)	2
6	-1-1 導入した耐震性能の考え方	建築設備の耐震性能(A類)確保の対策、方法について、提案内容の説明とその提案による効果を表や図などを交えて簡潔にまとめること。	建築設備の耐震性能(甲類)確保の対策、方法について、提案内容の説明とその提案による効果を表や図などを交えて簡潔にまとめること。	258
7	-1-1 施設全体の外観デザインの考え方	<u>テラコッタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。	<u>建築外装の設え、色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。	39
資料-8 様式集				
		<u><様式8> 入札参加者ヒアリング参加申込書</u> <u><様式9> 本入札説明書に関する確認事項</u>	(削除) (削除)	2
	概-1-1 外観デザインを更に良くするための方策 施設全体の外観デザインの考え方 記載事項	・ <u>「やわらかく“やさしい”デザイン」の工夫(テラコッタルーバー等を用いた外部仕上げの詳細及び色彩計画)について、図などを交えて簡潔にまとめること。</u> ・ <u>テラコッタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。	・ <u>「やわらかく“やさしい”デザイン」の工夫について、図などを交えて簡潔にまとめること。</u> ・ <u>建築外装の設え、色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。	39
	様式14 -4-1 及び -4-2	【表中】 建物維持管理 <u>棟</u> 費用	【表中】 建物維持管理 <u>等</u> 費用	278

なお、入札説明書及び添付書類については、第3回質問に対する回答後に修正し公開します。